

平成30年度 安全振興会のご案内

保護者の皆様へ

平成30年度版「安全振興会のご案内」をお届けします。

本会は昭和52年に県立高等学校PTA連合会（以下 高P連）の事業の一つとして発足し、昭和56年に財団法人として設立された相互扶助の会です。見舞金の給付、学校安全の普及充実、修学奨励金の給付の3事業を行っています。

残念ながら、学校生活上における災害はなかなかなくなりません。これらの災害の中には、勉学を中断しなければならないケースもあり、災害に遭った生徒・保護者の経済的・精神的苦痛は計り知れないものがあります。学校管理下の災害の共済制度としては、独立行政法人日本スポーツ振興センターが見舞金や医療費の給付を行っていますが、その額は必ずしも十分とはいえません。本会は、同センターの給付金の不足を補うために、死亡見舞金、障害見舞金、負傷等見舞金、義歯見舞金、供花料の給付を行っています。平成29年度も10月末現在で、952件の見舞金を給付しました。本会見舞金給付事業は、PTA・青少年教育団体共済法に基づく共済として実施しています。

入会の資格は県立高校、特別支援学校（高等部）及び中等教育学校の生徒の保護者であることとなっています。平成29年度の県立高校は、全日制・定時制の全校、通信制の1校及び中等教育学校の全校が加入をしています。



平成29年度高P連広報紙コンクール安全振興会写真賞受賞作品
(県立藤沢総合高等学校PTA会報 第27号)

本会は、高P連と県立学校長会（以下 校長会）及び学識経験者等の代表者が評議員・理事・監事を構成して運営しています。これらの役員等は全員無給で運営に参画しています。

新入生の保護者の皆様には、本会の趣旨にご賛同をいただき、万一の災害に備えて多くの皆様にご加入していただきたいと思います。また、在校生の保護者の皆様におかれましては、前年度同様引き続きご加入くださるようお願い申し上げます。

一般財団法人 **神奈川県立高等学校安全振興会**

〒231-0023 横浜市中区山下町1番地 シルクセンター326号室

電話 045-274-8189 / FAX 045-274-8190

<http://www.kanagawa-hsanzen.or.jp>

安全振興会のあらし

諸規則や事業内容の詳細はホームページをご覧ください。

I 共済（見舞金給付）

・詳細は共済規程をご覧ください。（本会ホームページで閲覧できます。）

※「独立行政法人日本スポーツ振興センター」については、「スポーツ振興センター」の略称を用いた。

見舞金の種類、給付額、支給要件

（死亡・障害・負傷等見舞金は、スポーツ振興センターの災害の認定に準じます。）

- 死亡見舞金：スポーツ振興センターの給付額の70%
最高額1,960万円
- 障害見舞金：スポーツ振興センターの給付額の70%
最高額2,639万円
- 負傷等見舞金：同一の事由による災害に対するスポーツ振興センターの医療費給付額の合計が1万5千円以上となったとき、スポーツ振興センターの給付額の60%
- 義歯見舞金：学校管理下の災害による負傷のため、歯科補綴を受けた場合で、障害見舞金の対象とならない2本以下の歯科補綴の場合、1本あたり5万円
- 特別見舞金：スポーツ振興センターの見舞金給付対象にならない特別な事情による災害で、課外活動に準ずる場合等で、かつ、死亡或いは障害の場合。理事会が給付を決定したとき、死亡見舞金、障害見舞金の額のそれぞれ50%を限度。

共済期間、安全振興会の責任開始期

共済期間は、4月1日から当該年度末までの1年間です。ただし、期間途中で加入した者については、加入日の翌日からとなります。

支給制限、時効

- (1) 次のようなときは見舞金給付の全部または一部の給付を行いません。詳細は共済規程によります。
 - ア 同一の負傷又は疾病に係る負傷等見舞金については、スポーツ振興センターの医療費の支給開始後、10年を経過したとき以降
 - イ 非常災害
 - ウ 災害が自己の故意又は重大な過失によるとき（中等教育学校の前期課程を除く。）
- (2) 見舞金の請求をする権利は、給付事由が生じた日から3年間行わないときは、消滅します。

共済掛金、会費

(円)

学 校・ 課 程	会費内訳			合 計
	純掛金	付加共済掛金	一般会費	
高 等 学 校 全	702	378	120	1,200
定	351	189	60	600
通	105	57	18	180
中 等 教 育 学 校	702	378	120	1,200

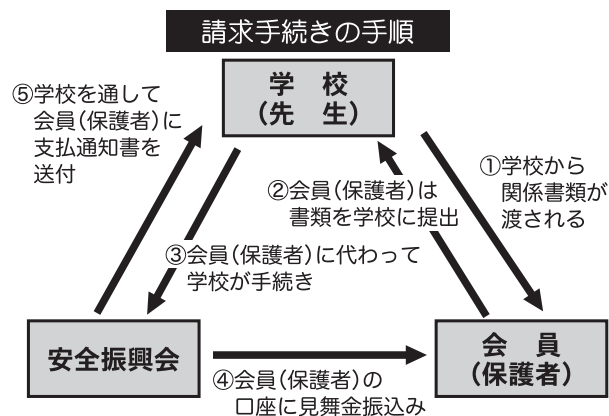
$$\begin{aligned} \text{共済掛金} &= \text{純掛金} + \text{付加共済掛金} \\ \text{会 費} &= \text{共済掛金} + \text{一般会費} \end{aligned}$$

加入手続き

学校を通して一括して本会に申し込みをいただいております。

見舞金請求の手続き

スポーツ振興センターから医療費・見舞金が支給された後に、学校を通して、本会に各種見舞金の「支払請求書」を提出します。本会は、規定に従って給付額を決定し、会員（保護者）の口座に見舞金を振込みます。また、会員（保護者）と学校長宛ての見舞金支払通知書を学校に送付します。



共済掛金の払い戻し

会員（保護者）が退会した場合は、未経過期間に対し月割をもって計算した共済掛金（純掛金＋付加共済掛金）から手数料を差し引いた額を、学校を通じて返還します。ただし、返還額が100円未満の場合は、返還しません。なお、「手数料」は500円とし、「手数料を差し引いた額」は10円未満を切り捨てて算出します。（なお、一般会費については返還しません。）

学校管理下とは

見舞金給付の条件となる「学校管理下」は、スポーツ振興センター法施行令の規定に準じます。

1. 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けているとき。
2. 学校の教育計画に基づいて行われる課外指導（部活動等）を受けているとき。
3. 休憩時間中に学校にいるとき。その他、校長の指示または承認に基づいて学校にいるとき。
4. 通常の経路及び方法により通学するとき。
5. 以上の場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合。

見舞金の給付状況

平成28年度の見舞金給付状況は次のとおりです。

死亡見舞金	0件	0円
障害見舞金	4件	10,969,000円
負傷等見舞金	2,105件	87,351,300円
義歯見舞金	23件	1,450,000円
計	2,132件	99,770,300円

II 安全の普及充実の仕事

災害が起きてからの被害者の救済も大切ですが、その前に災害に遭わない、災害を起ささないことがより大切なことです。

安全振興会は、生徒の安全意識の高揚と学校安全及び安全な生活環境の整備を目指した事業を行っています。

1. 作文コンクールの実施

「安全又は健康」をテーマに、県立高校、特別支援学校高等部及び中等教育学校の生徒から広く作品を募ります。優れた作品は『安全振興会のご案内』等に掲載します。平成29年度は1,025編の応募がありました。最優秀賞の2編を裏面に掲載しました。

2. ポスターコンクールの実施

安全推進月間キャンペーン用と作文コンクール募集用のポスターコンクールを、県高等学校文化連盟（以下高文連）美術・工芸専門部に委託して、実施しています。優れた作品をポスターに作成し、各県立学校に配布しています。平成29年度は146点の応募があり、千葉未帆さん（横須賀総合高校3年）と田口静来さん（神奈川総合高校3年）の作品が、最優秀賞に選ばれました。

3. 交通安全運動に協力

「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」を推進する高P連と校長会の活動に協力し、補助金を交付します。

4. 各団体の安全啓発・安全対策事業に協力

高P連、校長会、県高等学校体育連盟、高文連、県立高等学校定時制通信制教頭会の実施する安全啓発・安全

対策事業に協力し、補助金を交付します。

5. 『安全振興会報』の発行

年2回（9月・2月）本会の事業内容の紹介や安全に関する情報の提供に努めます。

III 修学奨励金、供花料の給付

修学奨励金

(1)「修学奨励金給付基準」(第2条)に該当する者、または、(2)その他特別の事情で学資の支弁が困難な者を対象に修学奨励金の給付を行います。

給付月額 6,000円

採用人数 全県立高校の全・定・通課程につき各1名。全県立中等教育学校各1名。

推薦と採用 他の奨学金の給付を受けていない者（貸与は可）で、各校長から推薦された生徒を採用します。

その他 この奨励金は返還の必要はありません。

修学奨励金給付基準(第2条)

(1) 県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則（省略）第8条第1項の規定により授業料等が免除される者

①経済の主体をなしている者が、当該年度中に災害を受けたこと、又は、保護者の死亡、傷病等により、地方税法（省略）の規定により、保護者等の市町村民税の所得割が51,300円未満となる者

②生活保護法（省略）に基づく保護を受けている者

③生活保護法に基づく保護を受けている者に準ずる者で、地方税法の規定により市町村民税の所得割を納付していない者

(2) ①県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則第8条第3項の規定により授業料等が免除される者

②児童福祉法に基づく措置を受け、児童福祉施設に入所している者等

供花料

1. 生徒が死亡した場合（学校管理下か否かは問わない）、10万円を給付します。

※詳細は「運営規則」をご覧ください。（本会ホームページで閲覧できます。）

2. 供花料請求の手続き

学校を通して、本会に供花料支払請求書を提出します。本会は規定に従って供花料を会員（保護者）の口座に振り込みます。会員（保護者）と学校長宛の供花料支払通知書を学校に送付します。

3. 供花料の請求をする権利は、死亡した日から3年間行わないときは、消滅します。

平成 29 年度作文コンクール

安全振興会では、生徒の皆さんの安全意識の高揚を図るために、「安全」又は「健康」をテーマに作文コンクールを実施しています。今年度も素晴らしい作品が1,025編も寄せられました。桐野輝久委員長、萬俣好明副委員長、宮代哲彦、萩元幸治、井上譲、高梨智委員の6人の元校長先生に審査をお願いしました。最終選考会議では、最優秀2編、優秀5編、佳作35編が決定されました。この中から最優秀に選考された作品を掲載しました。

最優秀賞

「日常」をリハビリする

県立瀬谷高等学校 三年

石井 航大

「お前もやってみろ」と、少々荒っぽく声をかけてきたのは、元板前の老人だった。ちよと箸を使った奇妙な作業中にわたしは横浜市にある病院のリハビリ室に足を踏み入れていた。理学療法士の両親が、ある病院の紹介者を通じて、わたしに病院見学を勧めたのだ。作業療法士の職業に漠然とした関心を抱いていたわたしにとって、それは思わぬ形で実現することになった。入り口の自動ドアを抜けて待合室がある。その床に貼られたカラフルなテープは、患者が迷わないように病院内を少し大げさに誘導している。わたしもこのテープに案内され一室に入った。元板前の老人は豆を模して人工的な材質でつくられたものを箸を使ってつかみ取る地味な作業をくり返している。「自器具」と呼ばれるその箸は、トンダのような形をしていて、リハビリ専用で作られている。声をかけてきたのはそのときだった。いつの間にか、老人にリハビリを見計らっていた作業療法士は消えている。老人はどうやらこのタイムングのかもしれない。老人が手渡してきたものは、「自器具」ではなくごく普通の箸だった。スムーズに作業を進めるわたしの本音は、やわらかく老人の話に乗る、そんな時間として受け止めていた。「箸の使い方が違うな」という言葉の背後には、老人の「ある期待」のようなものを感じる。一本だけの箸のみを動かすのではなく、二本の箸を同時に動かすのが正しい、と老人は言う。いわゆる、「ある期待」の中心がはじめて理解できると感じたこと、老人の「ある期待」の中心がはじめて理解できると感じたこと、老人の「ある期待」の中心がはじめて理解できると感じたこと。その直後に一言。「俺はもう麻痺のせいではできないんだ。老人は麻痺した片腕をわたしに見せて笑った。正直、これにはなんと返したらいいかわからない。その乾いた笑みは、どこか不自由になった身体の不思議さを面白がっているようにも見えた。「患者のやりたいことをやらせてあげることが治療になる。」わたしを案内した作業療法士は言った。最初、その言葉の意味がわからなかったが、ふと、病院見学を経てわたしはこう考えられるようになった。老人がしていた箸を使ったリハビリは日常生活を支援なく送るうえで重要だったけれど、元板前の老人にとって食生活に関わるリハビリはそれ以上の意味を持っている。これは老人が「日常」を取り戻そうとする意欲につながるのだらう。あの作業療法士は生活の中の基本的な動作を回復させるとともに、老人の日常にあった記憶を呼び覚まそうとしていたのではないだろうか。「患者のやりたいこと」とは患者が唐突に失ってしまった「日常」を思い出させるような作業であり、それを支援するのも作業療法士にとっての治療だとわたしは考えた。「お前もやってみろ」というあの言葉から荒っぽさが消えた。この瞬間、わたしの漠然とした関心は、はっきりとした目標に変わった。

最優秀賞

聲の衰退

県立瀬谷西高等学校 三年

鈴木 楓

「本当はね……。」
いつから私達は本当の気持ちを声に出して伝えることを、面倒だと思ってしまうようになってしまったのでしょうか。今、LINE等のSNSが普及しているこの平成という時代に、直接会話を交わす機会は昔に比べると格段に減ってしまいました。確かにLINEは便利です。手軽にコミュニケーションがとれて、相手が近くになくても意思疎通ができます。でも、それだけでよいのでしょうか。相手がどんな表情で、声のトーンで、速さで伝えたいのかは少しも相手に伝わりません。それは本末転倒だとは思いませんか。声は、文字と違って発してしまえば消えてしまう儂いものですが、時には文字よりも人の心に残りやすいと思います。
実は、高校最後の今年の夏休みに、聲の大切さを思い知らされたのです。それは、八月も終わりに差し掛かる頃、特別養護老人ホームという、要介護度の平均が四から五の人が集まる施設に行きました。最初は老人ホームなんてと、あまり良いイメージをもっていなかった私ですが、施設の中はたくさんの方の笑顔と声で溢れていました。二日間あるうちの一日目は、お話をしました。高齢の方とあまり接する機会がなかった私は、戸惑ってばかりいました。そんな時、施設の方が見回りに来て、おばあさんと会話をしているところを見て、目をしっかりと合わせて、手などを握りながらいつもの二倍の音量で、速さにも目を合わせて、話を拾ってくださるからこそ楽しそうに話すと、少し泣きながら一生懸命声を出し、「面白がらな。」
二日目は納涼祭というお祭りでした。友達と浴衣を着て参加しました。納涼祭で一緒に回るようになったのは、車イスに乗った優しいおじいさんでした。体が不自由で、耳も少し聞こえづらく、声をだしにくそうでした。十六時から始まったお祭りが終わり、私が感想を尋ねると、「面白がらな。」
「面白がらな。」
と言ってくれました。文字にしたらたったの五文字ですが、その言葉の中にたくさんのおじいさんの思いが込められていることがわかり、泣きそうになりました。声自体は消えても、今でもその時の情景や表情が鮮明に思い出せます。この体験を通して、人間は会話をすることで誰かとつながり、生きていくということを実感することができました。
この豊かな時代で、減っている会話を、子供の頃は、言葉を探しながら一生懸命に話をしようとしていたはずなのに、今では恥じらいや、ためらいばかりが増えようと思いませんか。少しでも自分から胸の内を明かすこと、気持ちを理解しよう、してもらおうと思うだけで、身の周りの世界は変わるのです。だから私は言いたい。恥ずかしがらずに声を大にして。
「本当はね…君ともっと話がしたい。」と。